

あんしん建物検査・保証制度 保証制度利用前の手続（事業者登録）のご案内

弊社のあんしん建物検査・保証制度をお申込みいただくためには、事前に事業者登録の手続が必要です。

本紙の内容をお読みいただき、ご理解されたうえで、事業者登録を行ってください。

1 必要書類

事業者登録をする際には、次の書類をご提出ください。その他、追加書類をご提出いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

次の書類を提出してください。

- ・事業者登録申請書
- ・建設業許可証の写し
- ・生産物賠償責任保険加入証券又は付保証明書の写し（現在加入中のもの）

2 登録有効期間

新規事業者登録の有効期間は、登録完了月より1年を経過した月の末日までとなります。

なお、2年目以降の事業者登録は原則として自動で更新されます。更新を希望しない場合は、事業者登録期限の1ヶ月前までに、弊社にその旨を書面または電磁的方法によりご通知ください。

3 事業者登録料

事業者登録料は次のとおりです。

新規登録料：50,000円（税別）／ 更新登録料（1年ごと）：15,000円（税別）

事業者登録料は事業者登録完了の翌月27日までに お支払いいただくよう請求書を発行いたしますので、弊社にお支払いください。

【請求書について】

請求書は、株式会社インフォーマットが運営する「BtoB電子請求書プラットフォーム」を利用し、電子請求とさせていただきます。請求書送付先ご担当者の方にメールにてシステム利用についてご案内させていただきます。（システムは無料でご利用いただけます。）

4 登録要件

次の①②の条件に該当する必要があります。

- ①建設業許可を有する法人であること。
- ②有効な生産物賠償責任保険に加入していること。

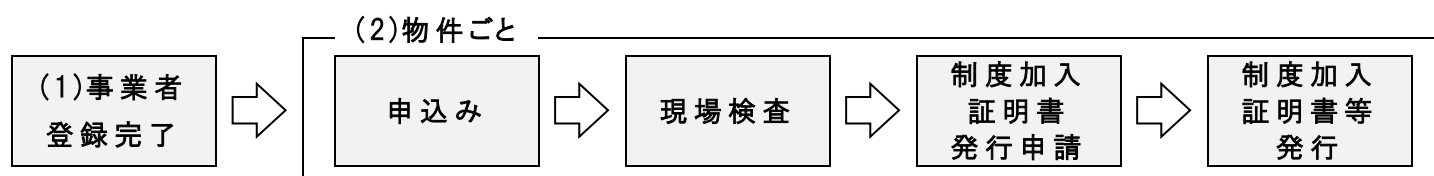
5 欠格事由

「反社会的勢力の排除について」1の確約および誓約ができない場合または虚偽の確約をしたことが判明した場合は、事業者登録をすることができません。

6 変更

事業者登録事項に変更が生じた場合は、弊社へ登録内容変更の手続を行ってください。

■ 事業者登録完了から制度加入申込書発行までの流れ



(1) 事業者登録完了

事業者登録が完了すると、弊社から事業者登録証を発行いたします。

(2) 物件ごとの制度加入

① 制度加入申込み

制度加入申込みは、**工事着工前**に行ってください。制度加入申込みには、制度加入申込書に必要書類※を添付して提出する必要があります。

制度加入申込み受付後、弊社から「申込完了後の手続等のご案内」をお送りします。

制度料は、制度加入申込み受付の翌月 27 日までにお支払いいただくよう請求書を発行いたしますので弊社にお支払いください。

※制度加入申込みの際に、建設業許可の有効期限および生産物賠償責任保険契約の保険終期日を超えていることが確認された場合は、これらの最新の状況がわかる資料を追加で提出していただきます。

② 現場検査

制度の加入にあたって、弊社の現場検査員による現場検査を実施します。

③ 制度加入証明書発行申請

現場検査に合格し、引渡日が確定した後、制度加入証明書発行申請を行ってください。この申請には、制度加入証明書発行申請書に必要書類を添付する必要があります。

④ 制度加入証明書等発行

制度加入証明書発行申請までの手続が不備なく完了し、制度料のご入金を確認できた場合は、お手元に制度加入証明書が届きます。

制度加入証明書は大切に保管してください。

その他の注意事項

- 事業者登録に際して弊社にご提供いただく個人情報のお取扱いについては、ホームページ「個人情報の取扱いについて」をご覧ください。
- 建設業の許可を受けずに新築建築物を建設する場合は、建設業法に違反しないことをご確認ください。法律に違反することが発覚した場合は、お申込みいただいた保証制度の利用をお断りすることがあります。また、悪質な場合は、弊社との取引をお断りすることがあります。

本紙は、あんしん建物検査・保証制度の事業者登録について記載したものです。制度の内容については、パンフレット等をご覧ください。



一般社団法人
住宅あんしん検査

〒104-0031 東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テブコビル 6 階
TEL.03-3562-8130 FAX.03-3562-8031

お問い合わせは

● 本紙の内容は、予告なく変更する場合があります。

反社会的勢力の排除について

1. 事業者登録の申請者は、一般社団法人住宅あんしん検査（以下「J A K」といいます。）に対して次に掲げる事項を確約するとともに、将来にわたってもこれらに違反しないことを誓約して申請してください。
 - (1) 自らが次に掲げる者（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団員による不当行為防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当行為防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
 - ③ 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - ④ 暴力団準構成員（暴力団または暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当行為防止法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいいます。以下同様とします。）を行うおそれがある者または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいいます。）
 - ⑤ 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力し、もしくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいいます。）
 - ⑥ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
 - ⑦ 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいいます。）
 - ⑧ 特殊知能暴力集団等（①から⑦までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいいます。）
 - ⑨ その他①から⑧までに掲げる者に準ずる者
 - (2) 自らの役員（取締役、監査役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。以下同様とします。）が反社会的勢力に該当しないこと。
 - (3) 反社会的勢力と次に掲げる関係を有しないこと。
 - ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - ③ 自己または第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与えるなど反社会的勢力を利用している関係
 - ④ 反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - ⑤ 反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係
 - (4) 反社会的勢力に対し、自らの名義を貸していないこと。
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、次に掲げる行為をしていないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いてJ A Kの業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. J A Kは、事業者登録を申請した者または既に事業者登録を受けた者（以下「登録事業者等」といいます。）が上記1において虚偽の確約を行い、または誓約した事項のいずれかに違反することが判明した場合は、何らの催告を要せずして直ちに事業者登録を抹消することができることとします。この時、登録事業者等はJ A Kに対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければなりません。
3. 上記2の規定により事業者登録を抹消した場合は、J A Kは登録事業者等に対してそのことにより生じた一切の損害（合理的な弁護士費用を含みます。）の賠償を請求することができることとしますが、登録事業者等はJ A Kに対してそのことにより生じた一切の損害の賠償を請求することができません。

以上